

令和3年 第12回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和3年12月27日(月)					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後2時00分					
会長	初野 健一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席次 番号	氏名	出欠	席次 番号	氏名	出欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
6	小川 收一	出				

〔議案等〕

日程第3 議案第1号番号1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
土地の表示：大字西大久保 (畑) 合計 26 m²
転用の詳細：住宅敷地
権利の種類：所有権移転

議案第1号番号2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
土地の表示：大字市場 (畑) 合計 311 m²
転用の詳細：住宅敷地
権利の種類：使用貸借権

日程第4 議案第2号番号1 農用地利用配分に対する意見の聴取について
土地の表示：大字西大久保 (畑) 合計 2,576 m²
契約内容：使用賃借、3年

議案第2号番号2 農用地利用配分に対する意見の聴取について
土地の表示：大字市場 (畑) 合計 2,333 m²
契約内容：使用賃借、3年

日程第5 報告第1号番号1 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について
土地の表示：岩井西五丁目 (畑) 合計 173 m²
転用の詳細：駐車場
転用の時期：受理通知後

報告第1号番号2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について
土地の表示：岩井東一丁目 (畑) 合計 173 m²
転用の詳細：アパート計画
転用の時期：受理通知後

議長	<p>(開会挨拶)</p> <p>それでは令和3年第12回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名中6名、農地利用最適化推進委員5名の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>◎日程第1 会議録署名委員の指名</p>
議長	<p>会議録署名委員の指名の件を議題とします。</p> <p>毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは会議録署名委員に2番、3番を指名します。</p> <p>◎日程第2 会期の決定</p>
議長	<p>会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>会期は本日1日とします。</p> <p>◎日程第3 議案第1号</p>
議長	<p>議案第1号番号1 農地法第5条1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
議長	<p>〇〇と〇〇は毛呂山町となっていて払い下げとなっておりますが、許可が下りるのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在分筆登記の準備中でありまして、今の所申請はありますが、許可と同</p>

	時並行で所有権移転を予定しております。
議長	文書中に〇〇は払い下げをしとありますが、払い下げがある訳ですか。
事務局	払い下げについては、当該申請と並行する形で申請が進んでおりますが、理由書の中だと既に済んでいるような書き方になっておりますので、申請者と理由書の確認をいたします。
議長	全部承認になった場合は、私有地となるのですか。元々〇〇は町道になっていたと思いますが。
事務局	払い下げの部分については残っておりまして、今回追加で転用をいただく〇〇を含めて敷地の一部の進入路として確保するという計画の内容でございます。
議長	許可が下りると全部私道という形になるのですね。
事務局	私道というかじょうぐちのような敷地の一部です。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方の挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第1号番号1農地法第5条第1項の規定による許可申請は許可相当とします。
議長	続いて議案第1号番号2 農地法第5条1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方の挙手をお願いします。
	(挙手全員)

議長	全員挙手ですので、議案第1号番号2農地法第5条第1項の規定による許可申請は許可相当とします。
議長	◎日程第4議案第2号 議案第2号番号1農用地利用配分計画に対する意見の聴取について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
小川委員	賃料が入っておりませんが、賃料については聞いてますか。
事務局	賃料については、無償でございます。
関口委員	職業が農業になっている。株式会社なのに職業が農業と記載されており会社の内容が解らない。
事務局	定款によりますとその中では、育てて収穫をして出荷するという業務内容ですので、農業とさせていただきました。
議長	株式会社としては農業という位置づけですか。
事務局	定款を見る限りはそのような実態だと思います。 記載の仕方は精査させていただきますが、法人の場合の職業ということで、営業内容などが法人となりますが、定款上は農業法人の位置づけになりまして、農業関係に従事する会社となっております。
関口委員	〇〇の代表者が農業をするのか会社が農業をするのか解りづらい。
事務局	当該資料の職業欄については、より解りやすい形を考えてまいりますのでよろしく願いいたします。
議長	現在は経営面積が1000弱位で今度借りるのが3000位なので増やすということですか。

事務局	<p>こちらにつきましては、株式会社〇〇として土地を借りているのが坂戸市の〇〇㎡であって、それに対して会社の規模拡大ということになりますので、農業経験という所においてはしっかりやっていると思われま</p>
峯岸委員	<p>農林公社というのはどのような会社ですか。</p>
事務局	<p>農林公社というのは農地中間管理事業を運営しており、農地を貸したいという人がいた場合に中間管理機構が借りて転貸するということとなりますが、今回の申請は農林公社から〇〇に対する貸付となります。農林公社が農地中間管理機構の業務を受託して貸したいという情報を集めて借りたい人に集約化を図る業務を担って、貸し手受け手の集約化を図っている組織です。</p>
議長	<p>それでは本議案について採決します。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号1農用地利用配分計画に対する意見の聴取については許可相当とします。</p>
議長	<p>続いて議案第2号番号2農用地利用配分計画に対する意見の聴取について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
小高委員	<p>農機具の状況は全て1台でよろしいですか。</p>
事務局	<p>そのように聞いております。</p>
議長	<p>それでは本議案について採決します。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

議長	全員挙手ですので、議案第 2 号番号 2 農用地利用配分計画に対する意見の聴取については許可相当とします。
議長	◎日程第 5 報告第 1 号 報告第 1 号番号 1 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	報告第 1 号番号 1 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。
議長	続いて報告第 1 号番号 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	報告第 2 号番号 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和 3 年第 1 2 回農業委員会総会を閉会いたします。